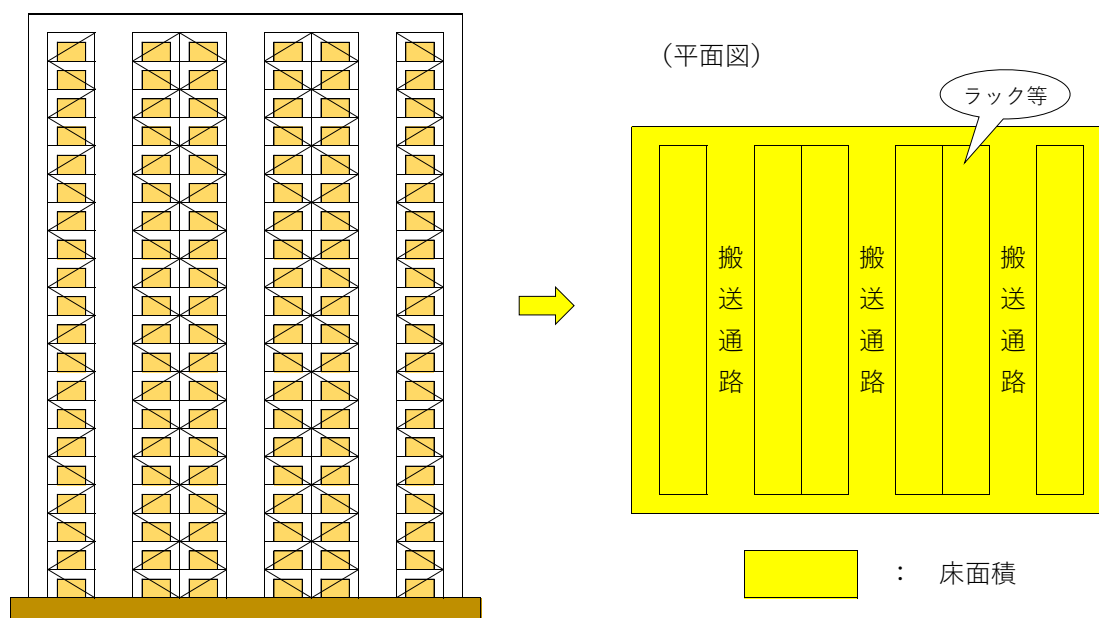


第8節 床面積等の取り扱いについて

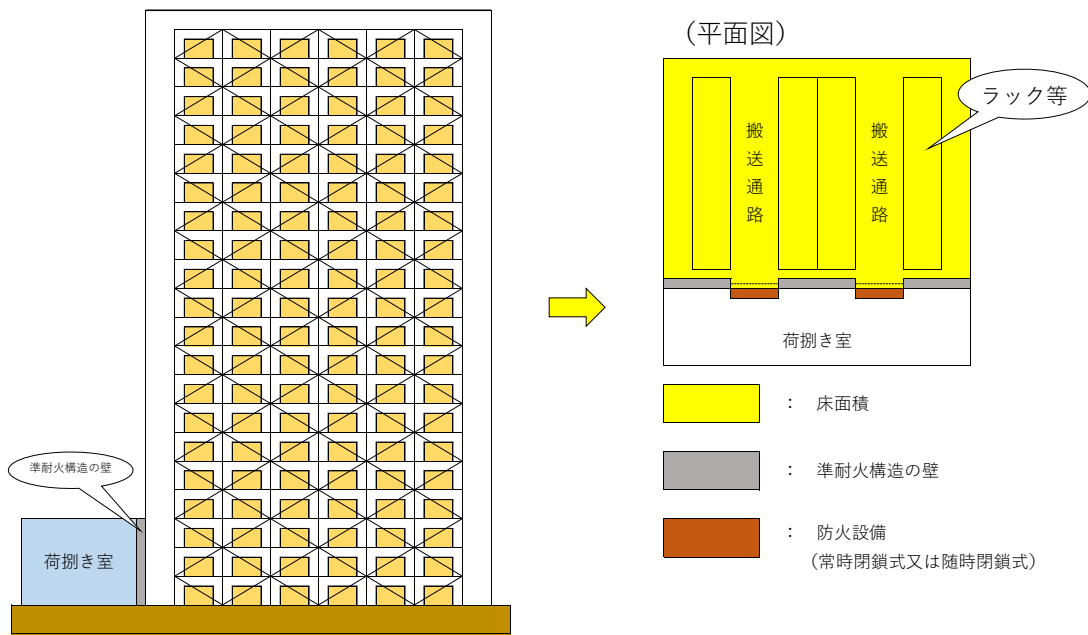
第1 消防用設備等の設置における床面積の算定について

- 1 ラック式倉庫の延べ面積,天井の高さ等の算定は,次によること。
 - (1) ラック式倉庫(棚又はこれらに類するものを設け,搬送装置(昇降機により収納物の搬送を行う装置をいう。)を備えた倉庫をいう。)の延べ面積は,各階の床面積の合計により算定すること。この場合において,ラック等を設けた部分(ラック等間の搬送通路部分を含む。以下この項において同じ。)については,当該部分の水平投影面積により算定すること(第8-1-1図参照)。

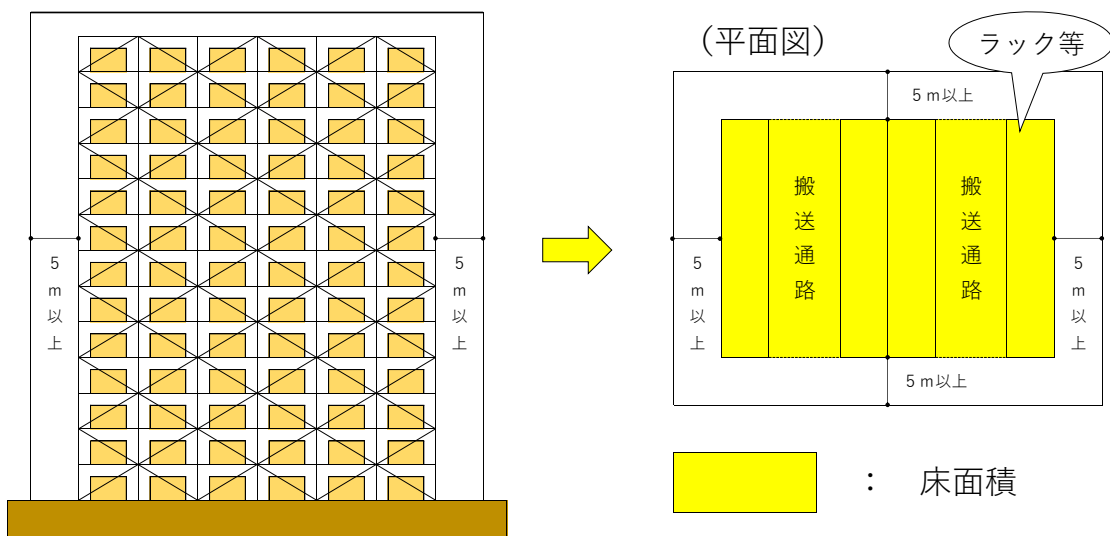


第8-1-1図

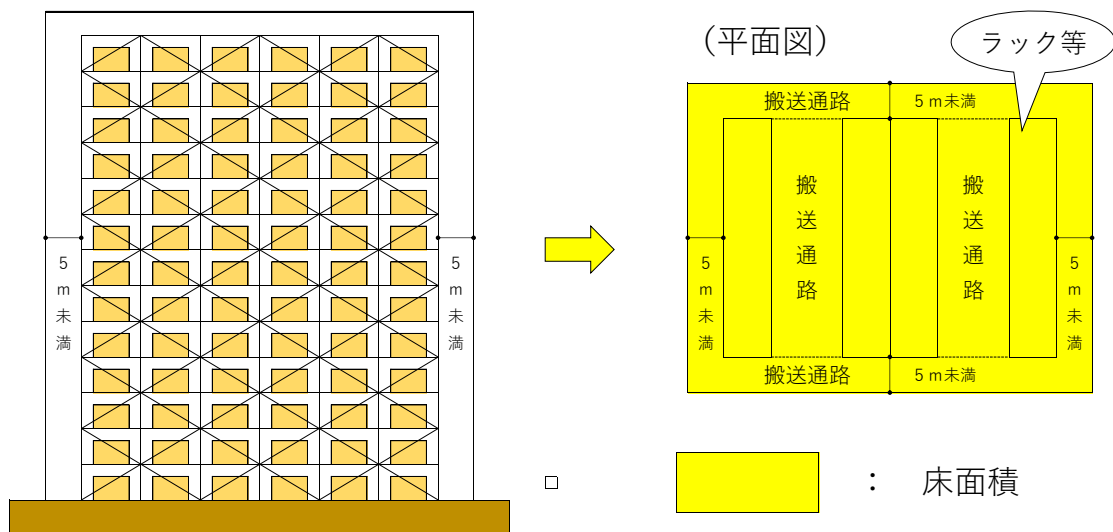
- (2) ラック式倉庫のうち政令第12条第1項第5号の適用において次のいずれかに該当する場合は,ラック等を設けた部分の面積により算定すること。この場合,当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すればよいこと。
 - ア ラック等を設けた部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は防火設備(区画に用いる防火戸は,常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものに限る。)で区画されているもの(第8-1-2図参照)
 - イ ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているもの(第8-1-3, 8-1-4図参照)



第8-1-2図

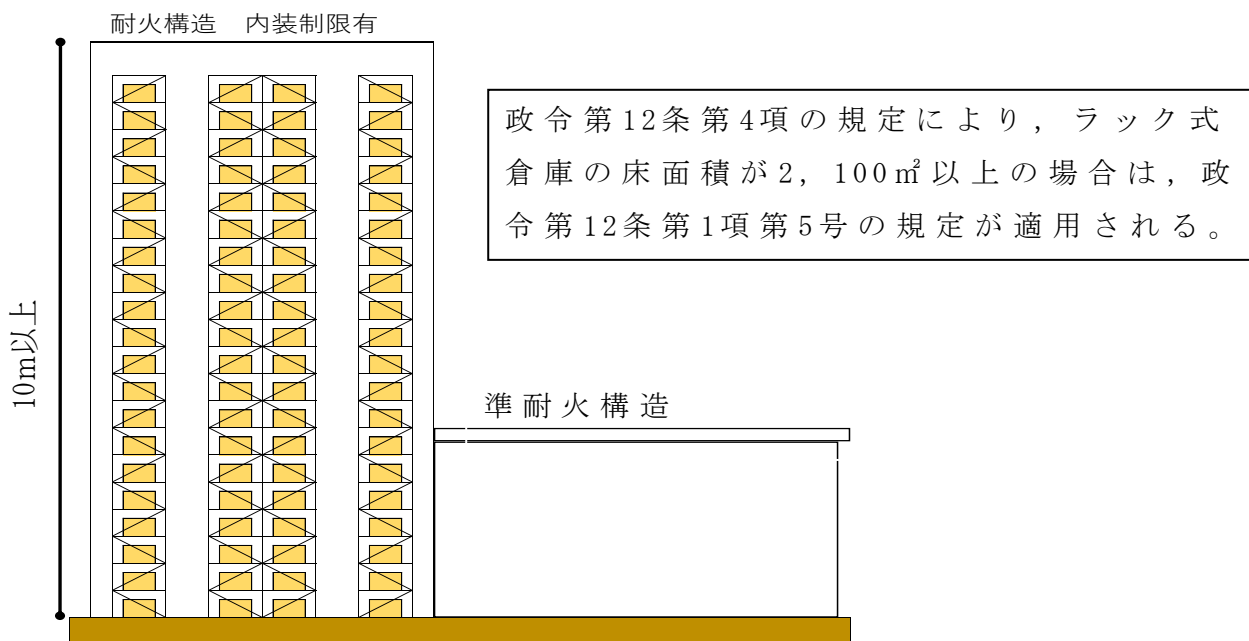


第8-1-3図



第 8-1-4 図

(3) 前(2)に該当する場合，政令第12条第4項の適用については，ラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと（第8-1-5図参照）。



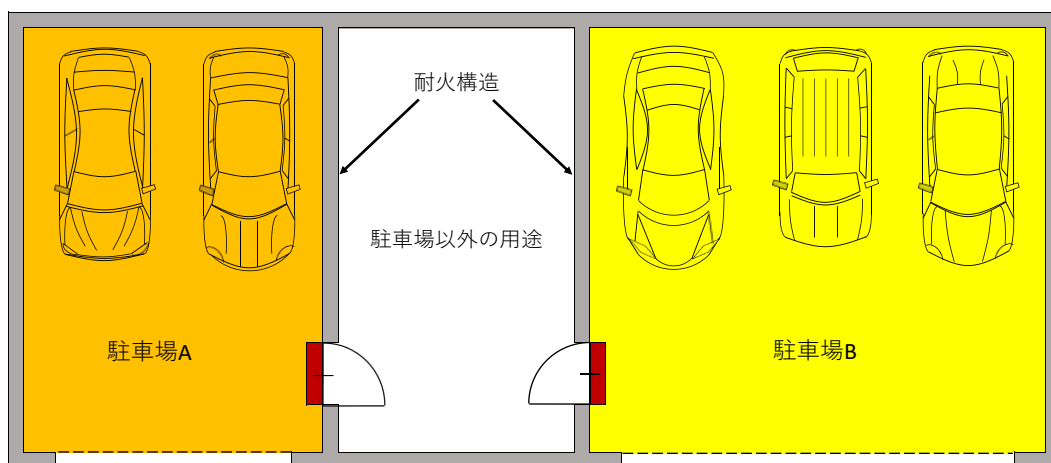
第 8-1-5 図

(4) ラック等を設けた部分の床面積が，延べ面積の10%未満であり，かつ，300㎡未満である倉庫にあっては，当該倉庫全体の規模にかかわらず，政令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫として取り扱わないことができること。

- (5) ラック式倉庫の天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面）の高さは、当該天井の平均の高さ（軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均）により算定すること。
- (6) 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なものをいう。）については、階層ごとに床があるものとして算定すること。

2 政令第13条第1項第5欄に規定する「駐車のために供される部分」の床面積等は、次によること。

- (1) 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上部が開放された部分は、算入しないものとする。
- (2) 駐車のために供しない部分を介して2箇所以上の駐車のために供する場合は、それぞれの駐車のために供する部分（駐車のために供する部分と駐車のために供しない部分とを耐火構造の壁で区画し、かつ、開口部に特定防火設備を設けた場合に限る。）ごとに床面積を算定すること（第8-1-6図参照）。



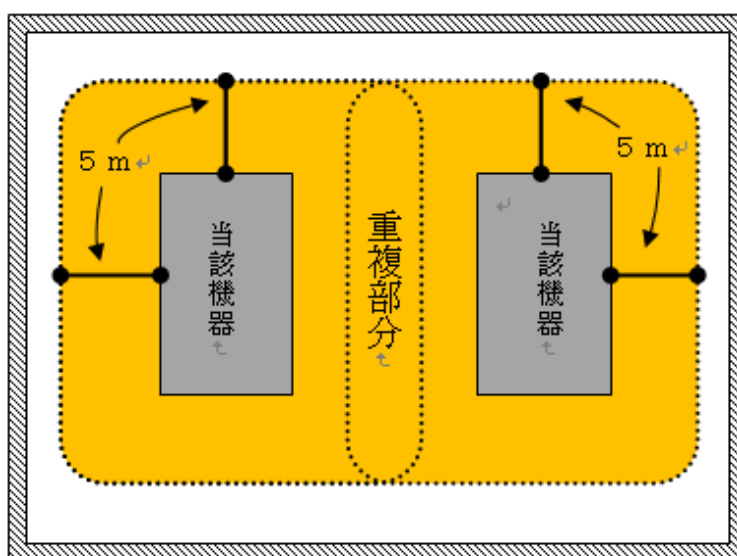
: 特定防火設備

駐車場 A, 駐車場 B は, それぞれの駐車場ごとに床面積を算定

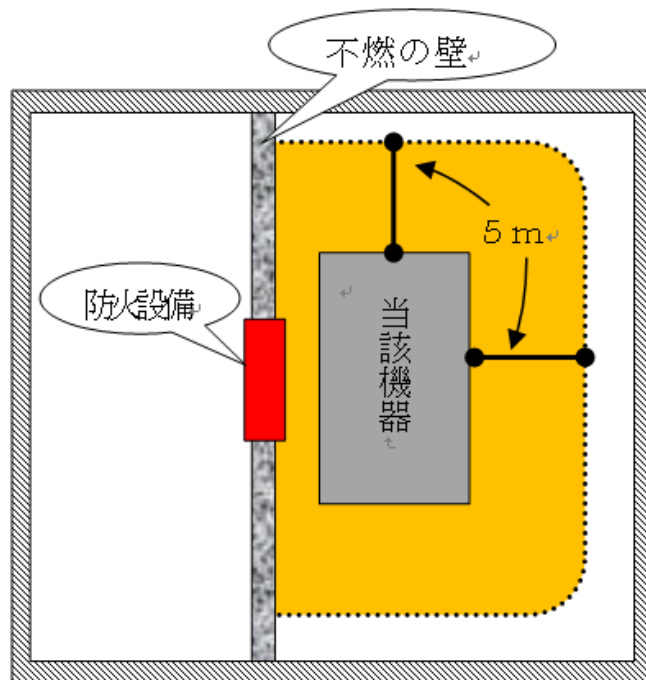
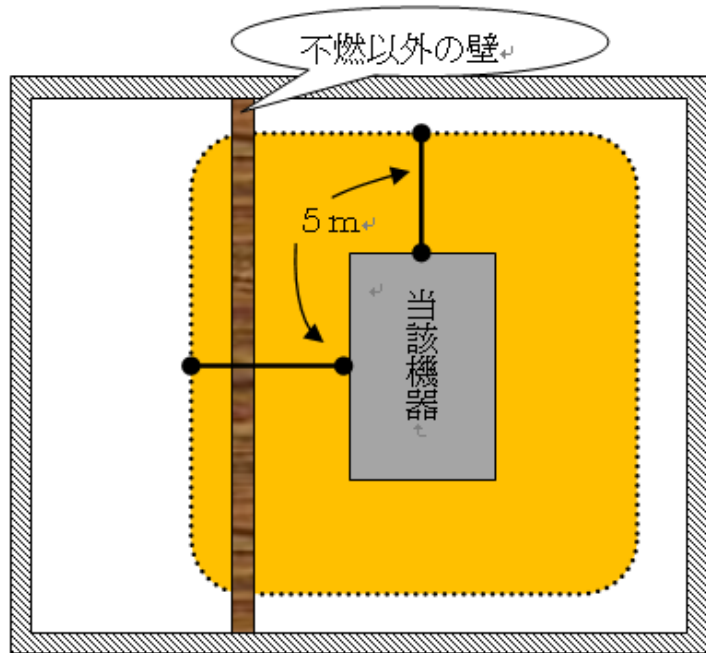
第8-1-6図

- 3 政令第13条第1項第4欄に規定する「自動車の修理又は整備の用に供される部分」及び政令第13条第1項第8欄に規定する「通信機器室」の床面積の算定については前(2)の規定を準用する。
- 4 政令第13条第1項第6欄に規定する「発電機, 変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分」及び政令第13条第1項第7欄に規定する「鍛造場, ボイラー室, 乾燥室その他多量の火気を使用する部分」の床面積の算定については、次によること。

- (1) 当該機器（取付枠，支持台及び本体と一体となっている付属設備を含む。）が据え付けられた部分の水平投影面積の周囲に水平距離5mまでの範囲の部分（以下「水平投影による部分」という。）の床面積とすること（第8-1-7図参照）。
- (2) 同一室内に当該機器が2箇所以上設置されている場合は，合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する場合には，重複加算しない。）とすること（第8-1-7図参照）。
- (3) 水平投影による部分に不燃材の壁がある場合の水平距離は，当該壁までの距離とすること（第8-1-8図参照）。
この場合，当該壁に開口部が設けられた場合にあっては，防火設備が設けられていること。



第8-1-7図

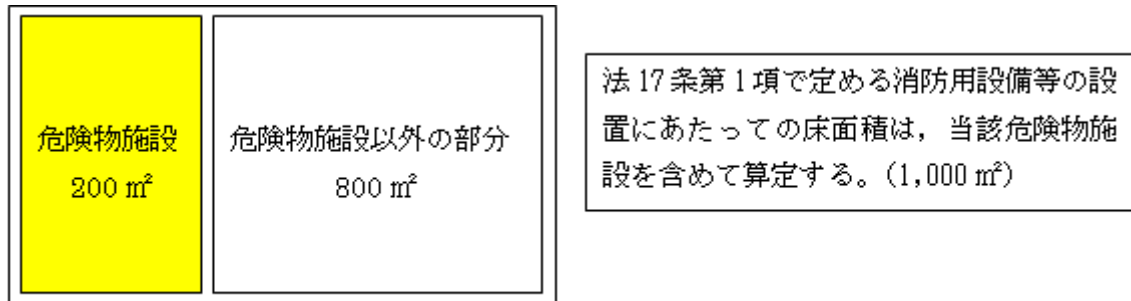


第8-1-8図

- 5 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所, 貯蔵所又は取扱所 (以下「危険物施設」という。) が存する場合, 法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は, 当該

危険物施設を含めて算定するものであること（第8-1-9図参照）。

なお、危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。



(平面図)

第8-1-9図